

労働者の立場から

梅村 敏幸



ただいまご紹介をいただきました中央労働金庫労働組合の役員をしております梅村と申します。私は現在、労働金庫の職員として業務に携わっておりますが、昨年のILO総会の時点では全国労働金庫労働組合の組合専従役員でした。その関係で「労働者代表で協同組合の促進勧告について参加するように」という要請を連合のほうからいただきまして、参加をする機会を得ました。ただ、労働組合全体として協同組合の促進についてどういった文書をつくっていこうという議論は、日本においては労働組合の立場で総括的な議論というのはいわゆる行われておりませんので、これからご報告させていただく内容につきましては、私の立場というか、ILOの委員会討議に参加して感じた意見ということでお聞き願いたいと思います。

まず、なぜILOで協同組合の促進の勧告というものが討議されるかということでありませぬけれども、皆様のお手もとにレジユメがありますので、だいたいこれに沿ってお話をさせていただきます。

私自身が金融の職場にいるということもありまして、金融の職場という金融機関の立場としては、グローバリゼーションというものが、ものすごい速度で技術的にも内容的にもすべての金融機関の体質が変わるぐらいの影響があるわけです。具体的にインターネット取引ですとか電子商取引といったものが進む中で、一日1兆ドルの資金が全世界で動いているというのです。ところが、実態経済はこのうちの4分の1ぐらいだといわれていまして、その4分の3のお金はたくさんの情報を持った金融資本などが、資金の移動だけで利潤をあげるというしくみになっています。ロシア危機などのときには、金融破たんでもって一国の経済がガタガタになるというような事実も実際に起きてきて、自由奔放に金融取引を任せていたら世界中の経済がとんでもないことになるのではないかと、という思いを金融機関に働く人間の一人として日々感じておりました。

そしてまた、わが国における失業率がずっと改善されない今は360万人の失業者の方々がいて、潜在的な失業者は1000万人ぐらいいるのではないかとこのふうにもいわれております。私は労働組合の役員として、こういった失業に対する経済のあり方というか、何をいちはん施行していかなければいけないのかということと考えますと、やはり自由主義経済、グローバリズムだけでは今の世界的な失業者を改善するというにはならないし、労働組合の立場としても、この自由主義経済の中でグローバリズムを規制なしでやっていくということについては、やはりどこかで歯止めをかけるなければいけないのではないかとこの問題意識を持っていました。

それと世界における貧富の差が拡大しているという事実です。現在12億人以上の人が一日1ドル

以下で暮らしていると言われています。そしてまた人数的な統計を見ますと実際に貧しい国の方々がここ5～6年で増えているのです。ですから、これまでは一つの国の中の特異な事例で出てきた富の一極集中化というものが今は世界規模で進行しているということです。

そうした中で、協同組合のように利益を目的としない経済団体というか、経済システムみたいなものが国際的に注目され、今回のILO勧告採択に至ったのではないかというふうに考えました。

また、先進工業国においては高齢化問題というのが非常に大きな問題になっています。日本においては、これから20年後、30年後に労働する人たちが非常に少なくなってしまうという高齢化社会のひずみが今から明らかになっていて、とにかく年をとって60歳で定年で、そのあとリタイアというような状況は許されなくなる。高齢者の方々にずっと医療費などがかかっているような世の中になると日本の経済自体もこのままではもたないというような問題にも直面して、そうした高齢化に対する問題意識というものがヨーロッパの国の方々にも非常に強いように感じました。高齢者の介護の問題などについては、営利企業でやっているともうからなければ手を引いてしまうということで、実際に協同組合の組織の形態をとったケアワーカー組織の方々は、日本においても非常に有効に作用して自治体との提携なども進んでいるという事実があります。

そうした中で、どのような協同組合というものが21世紀に施行されていくのかという議論が今年、そしてまた昨年のILOの総会で行われたのだと思います。ただ、ILOで提唱しているディーセント・ワークの推進がやはり根底にあってILOでの議論になったというふうに考えております。実際に今年の議論の中では、ディーセント・ワークに対する反対意見というのは出ませんでした。

昨年の第一次討議では、使用者グループの方々とか一部政府の方々の間には、ディーセント・ワークをILOで勧めることはわかっているけれども、わざわざ勧告の中に入れる必要はないのではないかというような意見も出たのですけれども、労働者グループの立場としては、ディーセント・ワークという文言を中に入れることこそがILOの勧める運動を前進させることになるということで、今回の勧告文が練られていったということになっています。

私は協同組合の金融組織である労働金庫で働いておりますけれども、実際に協同組合で働いているからといって協同組合について日ごろ考えているかというとはっきりいって全然そんなことはありません。私は表回りの渉外担当をしておりますので、年間の融資や預金の目標を今月どのくらい達成できるかといったことが目先の案件というか、働く目的になってしまっているわけです。ただし協同組合の金融組織というものは、新人が入庫しようとするときにはどういう金融機関なのかみんな調べますので、新しく入ってくる人たちはどこの協同組合の組織でもそうだと思いますけれども、協同組合というものはほんとうにすばらしいものなのだ、というふうに考えて協同組合に入ってくる方が多いと思うのです。それは営利を目的としない、地域に貢献する、協同組合の会員の皆さんに役立つ、生活を豊かにする仕事を私たち自身が行うのだ、という意義というものを本心では思っているのです。ただし、今の自由主義経済の中では利益をあげて自立でやっていかなければいけないわけですから、一方では協同組合自身が利益を上げる体質を持つことが不可欠だ、という事実日ごろの業務では直面しています。

ただ、そういった協同組合に働くものにとって、世界的な協同組合運動がどうなっているのかとか、これからの協同組合運動がどうなっていくのかということを考えるのは非常に重要なことです

し、私たちの方向性を見失わないためにもぜひ進めていかなければいけないことです。私たちの労働組合や協同組合で組織する農協さんや生協さんなどの労働組合さんも、こういった協同組合の組織として自分たちの事業目的をこれから持っていけばいいのか、という活動は労働組合の立場として皆さんどこでも研究されています。そうした中ではILOの勧告というものは非常に画期的な位置づけになると思います。

そしてまた、協同組合の原則で今回のILOの勧告では協同組合の定義づけにICAの定義をそのまま適用しています。ICAの定義は協同組合としては非常に原則的な定義になっておりますので、ここは協同組合を経営する人たちにとっても、国際的な方向づけは協同組合としての原則をきちんと守って、協同組合組織として会員や地域に根ざした取り組みをしていかなければいけない、ということはきちんと定義づけられたものというふうに考えております。

今回のILOの協同組合の促進勧告ではいくつか非常に画期的な文章というか文言が盛りられています。それはディーセント・ワークを推進するということが前文に触れられているということももちろんですが、この条文の中でジェンダーの平等、また女性の参加を推奨するということがはっきりとうたわれているのです。そしてこの文言の中でもきちんと触れられていますけれども、さきほど申し上げました12億人の貧困層、そしてまたILOのディーセント・ワークとはちょっとかけ離れたインフォーマル経済の中の労働者の人たち、要するに実態経済の数字に現れない非常に低賃金で雇用の関係が明らかでない、また労働法の保護を受けられないこういった人たちのインフォーマル労働を、フォーマル労働というか、ディーセント・ワークの定義でより正常な労働というか、保護される労働に引き上げるために協同組合というものが非常に有効なのではないかといった議論がされまして、そうした内容が今回の促進勧告の中に盛り込まれています。この点については今後ILOの中で議論されていくと思いますけれども、これからの私たちの雇用のあり方を含める上で、インフォーマル労働についてきちんと考えていかなければいけないということは明らかですし、この点が非常に重要ではないかというふうに考えております。

さて、私は労働組合の立場で参加をいたしましたので、労働組合にとってはこういった意義があるかと。これは前文でのディーセント・ワークの挿入ということは非常に重要なわけですが、実際に協同組合の促進勧告の中には、協同組合の労働者にその国の労働者団体が求められた場合は適切な支援を行うことというような条文も入っております。そしてまた、労働運動と協同組合運動がともに働いていこうといった内容の文言も挿入されています。ですから私たちが労働運動を進めていく中で、本来はやはり協同組合運動と運動の目的を同一にしていって、発足の時点では非常に密接な関係を保っています。実際にわが国でも私どもの労働金庫や全労済などは労働組合出身の人たちが経営に携わり、またその労働組合の組合員の人たちの取引を中心に事業を行っているわけですが、実際に協同組合運動全般を労働組合が考えるというような機会がなかなかない中で、これからの21世紀の経済をどうしていくか、雇用の問題をどうしていくかという点で協同組合というものが非常に注目されるのではないかと、といった議論を始めるきっかけになるような促進勧告の内容になっていると思います。

最後に今後の課題ですが、私は労働組合として2年間続けて参加をさせていただきましたが、実際に協同組合の経営者の方々にこの勧告の内容がよく知られているのかといいますと、これ

はなかなか知られていないというのが率直なところだと思います。そしてまた労働組合としても、たとえばILOでいくつも委員会ができて協同組合の促進勧告というものがどういう位置づけかというふうに申しますと、連合内部の方ですとか、ほかの労働組合の方々もそうなのですが、協同組合というものの自体を専門的に討議をする場というものがなかなかありませんので、実際は「協同組合にとっていい文書になればいいんじゃないか」みたいなスタンスだったのです。

私はフリーハンドを与えられて2年間参加をさせていただいたのですが、ただほかの国の方々が協同組合に対する労働組合との接点が多いたるところもありましたので、やはり日本の労働組合も協同組合が持つ社会性などにこれから着目していかなければいけないと思います。あとは労働者協同組合に見られるように、株式会社などで雇用を奪われた人たちがみずから仕事起こしをしていくという、そうした受け皿としては協同組合みたいな組織がいちばん向いていると思いますので、こういった働き方についての議論や仕事起こしも含めて、この協同組合の促進勧告というものが私たち労働者全般、そしてまた日本の雇用者全般から見ても非常に有効に作用する内容になっているというふうに考えております。

私自身はこれからも協同組合の中で働いていくわけですが、それとは別に2年間ILOの議論に参加をさせていただいた経験を、労働組合をはじめとしているいろいろな場でお話していただければいけないといった任務を持っていると思いますので、大原社研さんのほうからお話をいただいたときに、二つ返事で「参加をさせてください」というふうにして本日まいらせていただきます。以上で報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（うめむら・としゆき 全国労働金庫労組連合会中央労金労組副委員長）

法律文化社 〒603-8053 京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町71 * 価格は本体(税別)
☎075(791)7131 <http://web.kyoto-inet.or.jp/org/houritu/>

グローバリゼーションと社会政策

「社会政策学会誌第8(3)」 社会政策学会編 ●2900円

▼共通論題「グローバリゼーションと社会政策の課題」
 グローバリゼーションと地域統合の時代における社会政策の可能性……………中村健吾
 グローバリゼーションと外国人IT労働者……………夏目啓二
 グローバリゼーションとインドネシアにおける労働組合政策と労働組合……………水野広祐
 21世紀におけるグローバリゼーションと政策・制度課題……………井口 泰

▼テーマ別分科会「ヨーロッパにおけるホームレス問題への挑戦」
 ドイツにおけるホームレス支援政策……………嵯峨嘉子
 イギリスにおけるホームレス問題と「野宿者」対策……………中山 徹

▼テーマ別分科会2「ファミリーフレンドリーな雇用管理」
 ファミリー・フレンドリー企業と育児支援政策……………中村 颯子
 育児休業の代替要員問題……………脇坂 明
 ファミリー制度の経済分析……………富田安信

グローバル化とは何か ●文化・経済・政治

デヴィッド・ヘルド編 中谷義和監訳 ●2400円
 グローバル化のインパクトが何をどう変えてきたのか。様々な現象を多面的・実証的に分析し諸理論を批判的に検討。

グローバリと福祉国家の変容 ●国際比較の視点

ノーマン・ジョンソン／青木郁夫・山本隆監訳 ●3600円
 福祉国家の諸問題を理論面、実務面で整理し、その展望を福祉ミックス論の視点から検討。福祉社会のあり方を提起する。

アプローチ福祉社会システム論 訓覇法子著

福祉社会システムと福祉生産・供給システムを軸に、国際的視点から先進諸国の社会政策、福祉の組織化などを体系的に展開。